

総務経済常任委員会会議記録（概要）

令和元年6月11日（火）

開 会（午前9時0分）

（執行部の部長職、次長職、課長職職員の自己紹介）

【議 事】

○議案第55号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

議案資料ナンバー2の38ページ、個人市民税における単身児童扶養者に係る非課税規定の創設について、今回は個人市民税においては単身児童扶養者も非課税措置が取られるという規定だと思うが、所得税においてはこの規定はないという理解でよいか。

近藤市民税課
長

このたびの改正については住民税に限ったことです。所得税で同様の規定はありません。

西沢委員

税が安くなることに対して、影響を受ける公共サービスが結構あったりするが、例えば保育料は収入でやっているのか、税でやっているのか。簡単に言うと、住民税が非課税になることによって、利益、不利益が生じる

公共サービスの影響はあるか。

加藤財務部長

全体的に庁内でどのようなものが非課税規定にかかってくるかというのはわかりませんが、各所管がそれぞれほかの非課税者と同様に適用されるのであれば、それは影響があると思いますが、今のところどれぐらいの影響があるかは承知しておりません。

城下委員

軽自動車税について、昨日の質疑で環境性能割の税率の特例及び非課税規定の創設ということで、臨時的軽減後の税率については1.0%が非課税になる、2.0%が1.0%になるということだが、そうすると、現状と改正後とでは、軽自動車を所有することでどちらが市民にとって負担が少なくなるのか。改正後に乗ると軽減が減るということか。

近藤市民税課
長

環境性能割の臨時的な軽減については平成29年度税制改正で平成31年10月1日から導入するというものです。概略を説明しますと、取得額に税率をかけて算出するもので、非課税のものについては非課税、1.0%のものについては非課税、2.0%のものについては1.0%に税率を引き下げるものです。今回の趣旨としては消費税増税による需要変動の平準化を図る目的があります。消費税については2%の増税で税率の引き下げは1%なので単純にそこだけ比較すると、ふえる部分のほうが大きくなるようには感じるのですが。

城下委員

今の説明はここに書いてあることを言っていると思う。要は、市税条例改正前の現行と改正した後で、市民が軽自動車を購入する場合に負担がどれだけふえるのか。2%軽減されていたものが今度1%になるわけだから1%負担がふえるのかどうかという単純な説明でよい。私が当初予算のときに質疑をしたら、増税前のほうが車を購入するのならよいのではないかという説明を聞いた記憶があるが、その理解でよろしいか。

近藤市民税課
長

簡単に言うと負担はふえます。

城下委員

軽自動車の利用率が高くなっている。国も新車の軽自動車を購入する場合には軽自動車税が上がってきているという現状があるが、軽自動車税における種別割のグリーン化特例の見直しについて、昨日の荒川議員の質疑の中でも、令和4年度から令和5年度の課税分のところで2020年度の燃費基準30%を達成した場合、今までは50%の軽減があった。例えば10%達成した場合には25%の軽減があったが、これがなくなるというのが改正の中身か。質疑の中では、それぞれ市の税収は626万円ふえるが、この626万円は既に軽自動車を取得した方々にとっては負担がふえるという説明だったと思う。昨日部長はこの626万円というのは行って来いの関係だと答弁されていて、それが地方特例交付金等の関係もあって

とのことだが、今回の消費税の引き上げも含めて地方特例交付金との関係では所沢市は減っていくのか。

近藤市民税課
長

グリーン化特例については地方特例交付金による手当はありません。

加藤財務部長

昨日、私がそう申し上げましたが、最後に訂正発言をしました。

城下委員

626万円というのは所沢市の税収増ということか。その部分が市民の軽自動車購入の際の負担になっているということか。

近藤市民税課
長

令和4年、5年については電気自動車、天然ガス自動車に限定して、75%の軽減ですので、税収としては増収となります。それが約620万円です。

城下委員

だから、市民にとっては負担がふえるということかというのを確認している。今まで軽減があったものがなくなるので、市民にとっては負担増か。

近藤市民税課
長

75%軽減の制度は残りますが、50%軽減、25%軽減がなくなるので、市民の負担はその分はふえます。

【質疑終結】

城下委員

【意見】

議案第55号「所沢市税条例等の一部を改正する条例制定について」は反対の立場で意見を申し上げます。詳細については討論で申し上げますが、昨日の質疑、また今日の質疑の中でも、消費税率10%引き上げに伴うこの間の軽減などの縮小、それから廃止という意味では更なる市民への負担増になるということで反対をいたします。

【意見終結】

【採決】

議案第55号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休憩（午前9時25分）

（説明員交代）

再開（午前9時26分）

○議案第56号「所沢市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】

平田経営企画部長 議案第56号に関して、参考資料として配付したいものがあります。「所沢市使用料・手数料等に関する見直し方針」というものですが、よろしければ配付させていただきたいと思います。

石原委員長 参考資料を配付することでよろしいか。なお、全議員へ資料を配付することとしてよろしいか。

(委員了承)

【質 疑】

中村委員 策定の経緯や内容についての概略を説明していただきたい。

平田経営企画部長 ただいまお手元に配付した「所沢市使用料・手数料等に関する見直し方針」ですが、こちらは事務レベルで使用料や手数料を見直す場合に、全庁的に手引きとなるようなガイドラインとして策定したもので、平成28年3月に初めて策定しております。その後、消費税等の改正が再三、延期になったこともあり、今、第3版を迎えているというところです。今定例会へ提出しています条例改正に関連する記載については、10ページを御覧ください。消費税引き上げに伴う見直しというところが、今回、条例改正

をさせていただくということで、庁内で事務を進める中で、こちらに基づいて事務を進めたところです。見直し時期については、消費税をいただいて、それをまた消費税として納める条例関係がありますけれども、こちらの4条例については、既に3月定例会でお願いしたものが 있습니다。それ以外のものについては、10%改定時において見直しを必要とするということで、今回、23条例に加えて57、59、60、61号を関連する議案として提出させていただいております。事務を進める中で、まず、使用料、手数料の中に消費税が課税されているものかどうかについて、各所管で確認をし、その後、5%から8%時は改正を見送っており、その使用料の中に5%が含まれているということになりますので、そもそもの税抜き額を確定する必要がありますので、原価の算出ということで、作業をしております。その後、確定に当たっては、1円単位を繰り上げて、全て端数処理をして10円単位にするという作業を行っております。見直しに伴う周知については、できるだけ利用者の方々の混乱を招かないようにということで、6カ月以上の周知期間を設けるということを考えまして、今回の提出に至ったところです。最終的には、来年4月1日の改定に向けて作業を進め、今定例会の方に議案を提出させていただいたところです。概略は以上です。

石本委員

消費税の引き上げというのは、安倍総理大臣が1年前、10月に引き上げますと言ったわけである。だから、その後、政府の見解というのは、絶

対に延期するとは一言も言っていない以上、普通は上がるということだと思ふ。今回、利用者にとっては先送りされることはよいかもしれないが、昨日の答弁でも、一般会計からの繰り入れをしているという話だった。確認だが、なぜ来年の4月1日からなのか。

市川経営企画
課長

今回の消費税の改正について、ことしの10月という予定ではありますが、こちらの見直し方針でも示しているとおおり、利用者の方の混乱等も避けるために、十分な周知期間を取りたいという部分と、あと、会計処理的にも、利用する団体の方々が年度毎に会計処理等を行っている関係もありますので、そういったところの煩雑さを防ぐためにも、4月からの改正にしたいというところで、そのように進めたところです。

石本委員

半年の周知期間を持ちたいというのであれば、3月にでも条例を出してきて、4月から半年間周知すればよい話であって、要するに、昨日の答弁、質疑もあったが、一般会計からの繰り入れということは、はっきり言えば、利用者以外の方の税金が投入されるということであるから、その辺のバランスから考えて、3月定例会で出して、6カ月周知して、やるという発想はそもそもなかったのか、伺いたい。

市川経営企画
課長

そういった議論も庁内ではありましたが、これまでも引き上げのタイミングが延ばされてきたというところもありまして、その中でも、プレミア

ム付き商品券であるとか、そういった対応がある程度具体化してきたところがあって、このタイミングで引き上げを考えてもよろしいのではないかなというところの判断がありました。3月の段階で10月引き上げということに対応しようとする、施設の予約等が半年前から開始されるようなこともありまして、それは拙速ではないかというところで、半年の期間を設けた方がよろしいだろうというような、そんな議論が庁内ではありました。

石本委員

周辺他市はみんな来年4月から引き上げなのか。

市川経営企画
課長

周辺市によっては、現在検討中というところ、タイミングについて10月でもないようなところも含めて、さまざまです。

石本委員

昨日の末吉議員の質疑にかかわるが、確認だが、年間で6,000万円の増収ということで、半年伸ばすと、本来、もし10月に引き上げていれば、4月になるわけだから、3,000万円減収になってしまっているという認識でよいか。

市川経営企画
課長

減収という表現が正確かどうかはわかりませんが、実際には年間6,000万円が期待できるところを、半年間をその分は市の方から負担をさせていただくというような考え方にはなります。

城下委員

この追加資料だが、3版目ということで、今回消費税率10%引き上げの部分で変わったものが先ほど説明があった部分という理解でよろしいか。

市川経営企画
課長

見直し方針の改定をこれまで2回行ってありますが、1度目の改定については、平成28年12月で、その際は消費税の10%のタイミングが、平成27年10月から平成29年4月に延期されております。平成29年4月の改正に向けて進めてこの方針をつくったのですが、その前に国税庁からの通知で、平成31年10月に延びたので、記載を見直すということで、第2版をつくりました。その後、周知のあり方であるとかというものを検討した結果、平成30年12月に第3版ということで周知期間などの部分の記載を加えたという形での改定を行っております。

城下委員

周知期間の改定を加えたということだが、議会基本条例ではさまざまな資料提供という形で、執行部の方にも資料の提出ということでお願いしているが、私はやはり今回は、手数料条例の一部改正、全部で27条例が改正をされるということで、そういう意味では、これも一緒に私は本来であれば出すべきだったと思うが、そういう議論はなかったのか。

市川経営企画

こちらの見直し方針までを議案資料として提出するというところまで

課長

は、議論の段階にはなっていなかったところです。

城下委員

それで、消費税率が10月に、延期になるかもしれない。今、いろいろな声もある中で、今の質疑のやり取りを聞いていても、4月1日から所沢市は10%に引き上げて、一律にやっていくような準備を今回定例会に提案しているので、ただ、これもまだわからない。ということで、昨日の質疑の中でもあったが、消費税が30年前に3%で導入されたとき、議会では22条例、消費税率引き上げに対する22条例案を市長が提出して、その内の4条例だけ可決した。18条例は可決に至らなかったという過去の議会での歴史もあるが、昨日の質疑の中では、そのときにどういうことを市がやったのかということでは、市民への負担を大きくしないためにも、ここでも出てきている原価を引き下げて、なるべく市民に負担を与えないようなやり方で当時はやったという説明があった。しかし、今回の引き上げについては、その部分について部長は昨日の答弁で、市の負担が増加するからその分を受益者負担の観点から、市民に負担をお願いしたいという説明が議場でされている。そういう意味では、今回、年間6,000万円、半年で3,000万円ということでは、所沢市の過去の市民に対する負担軽減という立場での議論が不十分だったのではないかと思うが、その辺は、きちんと議論はされたのか。

市川経営企画

市民への負担をお願いするという部分と、公共施設等の維持管理を行う

課長

為の経費が非常にかかってくる、また、老朽化している施設もかなり多い
というような中で、やはりそこを利用者に御負担をいただくのがよいだろ
うとなったものです。また、市の方から負担をしている部分というのは、
市民の皆さんの税金からも賄っているという部分がありますので、その辺
のバランスを見て、今回、消費税の見直しに当たっては、かかる経費の部
分を上乗せさせていただくというようなことで、進めた方がよろしいので
はないかというそんな議論があった中で、今回の議案を提出させていただ
いたところです。

城下委員

市の考え方はわかった。それで、石本委員の質疑の中でも、今回は近隣
市も同じような状況かということで、検討している自治体があるというこ
とだが、実際、この6月定例会で提案されている議会というのはどれぐら
いあるのか。

市川経営企画

今回の6月定例会に提出されているかどうかについては、そこまでは把
握しておりません。

課長

城下委員

議場でも説明があり、今日の資料の方針の中にもあるが、1円単位を切
り上げるという、これは、所沢市独自のものなのか、他市もこういったと
ころで見直しをされているのか。

市川経営企画課長 この計算の考え方については、所沢市独自の考え方ということになります。他市の引き上げ等がある場合にどのような計算式にしているかは、こちらとしても把握はしておりませんが、この10円単位の端数を切り下げて、四捨五入をしてしまうと、単位の小さな金額については、いつまで経っても値上がりが起こらないというようなことになりまして、結果的に、受益者負担の考え方に見合わないということで、このような方式を取り入れているものです。

城下委員 1円単位を切り下げていくと、実際にどれぐらいの差がでるのか。切り上げたことで6,000万円の増収と言っていたが、増収というのは、6,000万円の負担が市民にいくということだが。

市川経営企画課長 1円単位を切り下げた場合の試算について正確な数字は出しておりません。

城下委員 これはあくまでも、今の説明を聞くと、消費税増税、前回8%を上げていなかったのが、実質5%に引き上げるわけである。5%プラス、受益者負担の引き上げということによろしいか。消費税だけではなく、1円単位を切り上げるということは、消費税率の5%アップ分プラス、受益者負担の部分もダブルで提案されているという理解でよろしいか。

市川経営企画
課長

ただいま御指摘がありましたとおり、5%、いわゆる1.05で割り戻していったら10を掛けるというような計算式に基づいておりましたが、これはあくまでも消費税の計算ということではなくて、消費税分が施設の管理経費等にかかってくるというようなところでの受益者の皆さんにも負担をいただきたいという考えでして、厳密に5%分だけかかるといいますと、それ以外の費用の部分も御負担をいただくという考え方になるかと思えます。

中村委員

今ざっと見ただけだが、こうした統一的な方針を持って、消費税等使用料、手数料の改定に臨むというのは、私は評価するべきだと思っているが、実際に今回、こういった方針ができたというのは基本的には消費税の増税に対する対応だと思う。方針の中にある原価計算や、消費税分の増収がそもそも、施設の利用について、使用料、手数料等の根拠が消費税等に基づいていない場合というものがあって、実際には値上げをする予定があったにもかかわらず、値上げをする必要がない、あるいは、料金が下がったというケースということはあるのか。

市川経営企画
課長

今回の議案で提出されているところでいきますと、議案第57号で提出されております所沢市生涯学習推進センター条例においては、使用する部屋の機能が低下するというので、金額の引下げをしているようなものも今回はあります。

中村委員

もう一つは、いわゆるサービスの公共性、負担割合というところが出てくるのだが、施設によっては皆が使い、等しく税金で負担すべき、あるいは料金として同額になるべきではないものと、特定の方の利用が多くその方々に負担割合としては大きめに払っていただくという施設があると思う。このことについてはざっくり書かれているけれども、この辺のことについては、おそらく今回の議案の中ではあまり考慮されていないのかなと思うが、今回の議案の提出に当たって、どのような考慮をしたのかということ、今後、そのあたりの見直しについては、どう行っていくつもりか、見解を伺いたい。

市川経営企画
課長

今回の見直しに当たっては、利用料金等の部分ですので、利用される回数によって負担の比率が変わってくるかなというところがありまして、いわゆる、傾斜等をかけない方がよろしいだろうというようなところでの考慮でした。今後の見直しという点では、消費税のタイミングとは別で、必要な経費等を算定した上で、検討していく必要があるかというふうには考えていまして、この資料の方針の中でも、見直しの時期、検討の周期というところに、3年に1度程度はそのコスト等を算出して検討を行って、見直し自体を実施していこうというような方針を掲げております。実際には、消費税の増税のタイミング等もありまして、3年に1度というのは果たされてはいないのですが、今後においては、こうした必要経費等を踏ま

えた上で、また、現在、減免等が適用される方々の減免規定等もありますので、そういったものは引き続き、採用しながら進めてまいりたいと考えております。

中村委員

要は、値上げのときは結構、ざくっとやるんですよね。値下げが考えられる場合や、定期的な見直しになると、本当にその皆さんが真剣になってシステムのようにつくっていったらいいと、大体それはなかなか機能しない。その辺がやはり課題だと思っていて、方針ができたことは評価できるけれど、その運用について踏み込んだ見解、答弁があればと思うが、いかがか。

市川経営企画
課長

抜本的な使用料等の見直しの方針については、今後、ここで消費税も10%で一旦議論が落ち着くところでもありますので、今後、抜本的な見直しを図っていく上での考え方や、方針自体も、市民の皆さまの御意見を伺った上で、ある程度、公の仕組みとして策定をしていくようなことも考えてまいりたいと思います。

中村委員

この方針の話が議会で出たときに思ったのは、やはり使用料、手数料というのは条例改正自体、パブリックコメントに付さないことになっているので、なかなか、それを付せとは言わないが、こういった方針ができたときというのは、やはりパブリックコメントに付して、市民の理解を得る、

あるいは、市の考えていることを御理解いただくというツールとして、それをやった上で、条例改正に臨んでいくというようなことが本来あるべき姿なのかなと思っているが、そのあたりの今後についてはいかがか。

市川経営企画
課長

議員御指摘のように、そういった方向性については、やはり市民の皆さんの御意見を伺った上で考えていくべきだというふうに思っております。この議案をお認めいただければ、また時期を見ながら、パブリックコメント手続き等を活用して、そうした方針を定めていければと考えております。

城下委員

今の関連だが、これまでも使用料等についてはパブリックコメントの対象には馴染まないという議会答弁があった。しかし、これだけの負担がふえていくということと、今回の方針の中では3年に1度の見直しをしていくということも位置づけられているので、今の答弁だと、今回までは議会での最終的判断を踏まえて、次回以降については、これはさまざまな手数料とか色々あるが、保育料等も含めて、そういったもの全ては所沢市としても、ある意味、市民に御負担いただく部分での料金改定についてはパブリックコメントをやっていくという解釈でよろしいか。

市川経営企画
課長

現状でそのようなところは、なかなかはっきりとは申し上げにくいところはありますが、各条例の金額の部分でパブリックコメントを行うという

ことではなくて、見直しをしていく方針の考え方みたいなところをまずはパブリックコメントの手続き等を活用して、市民の皆さまの御意向等を確認していきたいというふうには考えております。国保の保険料等、審議会をもっているようなものについては、審議会において適正な審議が行われるものと考えておりますので、そこについてはパブリックコメントを実施というのは、その所管において判断されていくものと考えております。

石本委員

参考までに聞きたいのだが、議案資料ナンバー2の41ページにある施設、さっき年間で例えば6,000万円増収になると言っていたが、増収額が大きそうな施設は主にどの辺になるのか。

市川経営企画
課長

ざっくりとした試算ではありますが、箇所数がたくさんあるということもあって、自転車駐車が1,000万円をこえるような見込みがあります。次に、市民文化センターが約480万円、斎場が約400万円弱となっています。あとは、その他の市民体育館を含む各運動場等を全て併せて380万円というような試算を行っています。

【質疑終結】

【意見】

城下委員

議案第56号「所沢市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」反対の立場から意見を申し上げます。

今回、消費税率10%引き上げの部分と併せて受益者負担という観点で

のダブルの市民への負担増ということでは、なかなか市民生活も今厳しい中で、年間6,000万円、こういった部分の費用が今回の改定によって市民への負担増になっていくということで認められません。

中村委員

議案第56号「所沢市手数料条例等の一部を改正する条例制定について」賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、こういった基本方針のような統一的な見解に基づいて手数料を改定していくというような姿というのは、本来、あるべき姿であって、平成28年にこうしたものが策定され、それに基づいて手数料の改正が行われているということは、評価するべきと思っています。ぜひ、パブリックコメントに付すと、もう少し市民の御意見を伺いながら、こういった作業が進められるということを望んでいます。議案に関しては、今回、消費税の税率の改正に伴うものという考え方でいるので、当然、施設の経費、運営費にも消費税というものがかかってくるわけですから、その分の負担というのはある程度お願いするというのは、やむを得ないことだと考えています。しかし、例えば、施設によっては、多くの方、あまねく市民が利用する施設もありますし、特定の方々が頻繁に利用される施設というのもあります。その辺の施設の切り分け、区別等で料金の変動というのがもっとあってもよいのかなと思いますし、老朽化した施設と、新設した施設によってもそれは違いますので、今後、消費税の増税等に限らず、こういった方針を使っていただいて、施設の個別の具体性に基づいた料金設定というも

のを望んでいますので、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【意見終結】

【採 決】

議案第56号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時56分）

（休憩中に協議会を開催）

（説明員交代）

再 開（午前10時15分）

○請願第2号「期日前投票所の増設等を求める請願」

大館委員

紹介議員を呼び質疑を行いたい。

中村委員

大館委員の意見もあり、せっかくの機会ですから請願者の方にも参考人としてお越しいただき、話を伺いたいと思う。

石原委員長

請願第2号については、本日の審査をここまでとし、6月21日の常任委員会審査予備日の午前9時から委員会を開催し、紹介議員として、浅野議員、福原議員、末吉議員、佐野議員、小林議員の5名の出席を求めると、及び地方自治法第109条第5項の規定に基づき、参考人として岡本耕次氏の出席を求め、意見を伺うこととしてよろしいか。

(委員了承)

休 憩 (午前10時20分)

(休憩中に協議会を開催)

再 開 (午前10時42分)

○請願第3号「市議会だよりを全戸配布していただく為の請願」

中村委員

この請願の内容については、議会において今まで広聴広報委員会で議論してきた経緯もあり、当委員会では具体的にどうこうという議論をしたこともないので、まずは広聴広報委員会の意見というものを伺ってから審査に入りたいと思う。

石原委員長

請願第3号については、本日の審査をここまでとし、6月21日の常任委員会審査予備日の午前9時から行う請願第2号の審査の後、引き続き、審査を行うこととしてよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午前10時44分)